

公立大学法人和歌山県立医科大学

中期目標（案）

和歌山県

平成29年 月

目 次

前文

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間
- 2 教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

- 1 教育に関する目標
- 2 研究に関する目標
- 3 臨床に関する目標
- 4 国際化に関する目標

第3 地域貢献に関する目標

- 1 教育に関する目標
- 2 研究に関する目標
- 3 臨床に関する目標
- 4 地域の活性化に関する目標

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

- 1 法人運営の強化に関する目標
- 2 人事の適正化・人材育成等に関する目標
- 3 事務等の効率化・合理化に関する目標

第5 財務内容の改善に関する目標

- 1 財務内容の健全化に関する目標
- 2 自己収入の増加に関する目標
- 3 経費の抑制に関する目標
- 4 資産の運用管理の改善に関する目標

第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- 1 評価の充実に関する目標
- 2 情報公開及び情報発信に関する目標

第7 その他業務運営に関する目標

- 1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標
- 2 安全管理に関する目標
- 3 法令・倫理等の遵守に関する目標
- 4 基本的人権の尊重に関する目標

前文

【検討中】

- ・地域貢献にかかるさらなる取組を要請
- ・特定機能病院として高度な医療を提供
- ・地域医療構想の実現に向けての医療機能分化と連携への寄与
- ・薬学部を設置(平成33年4月)し、医療系総合大学としての飛躍・発展を期待
- ・理事長のリーダーシップのもと、全職員が一丸となり、戦略的かつ安定的な法人運営を期待

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり学部、研究科及び専攻科を置く。

学 部	医学部 保健看護学部 薬学部（予定）
研究科	医学研究科 保健看護学研究科
専攻科	助産学専攻科

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容及び成果に関する目標

<共通>

- a. 入学者受入方針（アドミッションポリシー）、卒業生の到達目標（ディプロマポリシー）及びその目標達成のための教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）の継続的な評価・改善を行い、教育の質の向上を図る。
- b. 能力、意欲、適正等を多面的・総合的に評価し、入学者受入方針に沿った人材を確保する。
- c. 入学前教育、学部教育及び卒後研修、大学院教育の連携を図り、地域医療に取り組む人材、国際的に活躍できる人材を育成する。

<学部教育>

- d. 人間性を高める教育を実施することにより幅広い教養、生命に対する倫理観を養うとともに、医学、薬学、保健看護学に関する専門的な知識や技術を習得し、問題解決能力を有する優れた人材を育成する。

<大学院教育>

- e. 先進的な医療を支える高度で専門的な人材を育成する。
- f. 独創的かつ高度な学術研究を行うことができる人材を育成する。

<専攻科教育>

- g. 助産師として必要な倫理観及び問題解決能力を有する優れた人材を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- a. 優れた教職員を幅広く確保し、適正配置するとともに、附属病院や学外実習対象施設との連携を強化することにより、教育の質の向上を図る。
- b. ファカルティ・ディベロップメントを充実するとともに、教員の教育業績を適正に評価することにより、教育の質の向上を図る。

- c. 教育研究活動に必要な設備、図書等の計画的な整備及び充実を図り、学生及び教職員が利用しやすい環境整備に努める。

(3) 学生への支援に関する目標

留学生や障害のある学生などを含む多様な学生に対し、学習支援及び生活支援の充実を図る。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び成果等に関する目標

- a. 国際的に高く評価される研究水準を目指し、独創的な研究及び先進的な研究を推進する。
- b. 研究成果や業績などを、学会、学術誌等に発表し、外部の意見や評価を積極的に取り入れ、研究の質の向上を図る。

(2) 研究の実施体制等に関する目標

- a. がんに対する総合的な研究など重点的に取り組まなければならない分野を的確に把握し、研究体制を確保する。
- b. 国内外の先進的な研究者の受入を促進するとともに、次世代を担う若手研究者の研究活動の支援体制を充実する。
- c. 寄附金、国等の科学研究費補助金及び民間機関等との共同研究・受託研究等外部研究資金による収入の獲得に取り組む。

3 臨床に関する目標

(1) 医療の充実及び実践に関する目標

<共通>

- a. 附属病院本院と紀北分院の特色と果たすべき役割を明確にし、それぞれが最大限の能力を発揮できるよう相互の連携を図る。

<附属病院本院>

- b. 特定機能病院として、高度な医療安全管理体制を確保し、高度かつ先進的な医療を提供する。
- c. 救急医療、がん医療、災害医療、小児・周産期医療などの重点分野について、さらなる病院機能の充実を図るとともに、高度かつ先進的な医療を提供する。

<紀北分院>

- d. 地域性を活かし、地域に密着した質の高い医療を提供する。
- e. 病院機能の分化・連携を行い、圏域における医療提供体制の充実に寄与する。

(2) 教育機能等の充実に関する目標

＜附属病院本院・紀北分院＞

学生への臨床教育、卒後臨床研修及び看護師の卒後教育等、医療従事者に対する研修・実習の充実を図る。

(3) 病院運営

＜附属病院本院・紀北分院＞

- a. 病院長のリーダーシップのもと、病院運営にかかる経営目標を明確にし、迅速な意思決定ができる経営体制を構築する。
- b. 常に経営状況を的確に分析、把握するとともに、人的及び物的資源を適切に管理し、効率的かつ健全な病院運営を行う。
- c. 医療の質に関する指標を設定し、自己評価及び改善を行うとともに、これを公表し、安全かつ安心な病院運営を推進する。
- d. 医業収入を適切に確保することにより、健全な病院運営を推進する。
- e. 医療材料、医薬品等診療経費の抑制を図ることにより、健全な病院運営を推進する。

4 国際化に関する目標

(1) 国際的な視点をもって活躍できる人材を育成する。

(2) 国外の大学や研究機関等との連携及び交流を推進し、大学機能の活性化を促進させる。

第3 地域貢献に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 地域医療についての理解を深めさせ、地域医療に貢献する動機付けを図ることにより、県内医療の向上に取り組む人材を育成する。

(2) 県及び県内医療機関と連携し、臨床研修医、専門医制度における専攻医等の研修の場を確保するとともに、優れた人材を養成し、適正配置に取り組む。

(3) 在宅医療やへき地医療等の場で必要な総合診療能力を有する人材を養成する体制を構築する。

2 研究に関する目標

(1) 県民の健康福祉の増進に寄与するため、地域の保健医療課題を解決するための研究を推進する。

(2) 大学の特性を活かし、学外研究者や産業界等との産官学連携研究を推進することにより、県民の健康増進と地域産業の振興を通じて地域に貢献する。

(3) 研究成果の普及と活用に向け、知的財産の管理・活用体制を強化し、多様な要請に応え、民間事業者への技術移転を通じて地域に貢献する。

3 臨床に関する目標

(1) 救急医療、がん医療、災害医療、小児・周産期医療等あらゆる診療領域において中心的役割を担い、県及び医療機関と連携し、地域の医療提供体制の充実に寄与する。

(2) 県が定めた地域医療構想による病院機能の分化・連携の考え方に基づき、地域への医師派遣を適切に行い、地域において必要な医療提供体制を支援する。

(3) 地域の医療機関と連携し、遠隔医療支援システム等 I C T の活用を推進する。

(4) 県の地域医療を担う医療従事者に対して、地域の医療機関等と連携、協力しながら、研修・実習の機会を広く提供し、地域の医療機関に従事する人材の育成支援に努める。

4 地域の活性化に関する目標

(1) 県民に生涯学習の機会を提供し、健康福祉の向上への意識高揚に努める。

(2) 薬学部の設置に伴い、医療系総合大学の特性を活かし、県及び市町村等が実施するプロジェクトに参画することにより、地域課題の解決に取り組む。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 法人運営の強化に関する目標

(1) 理事長のリーダーシップのもと、課題解決に取り組むとともに、中長期的な視点に立ち、戦略的かつ安定的な法人運営を行う。

(2) 法人運営、教育、研究、臨床にかかる組織の機能強化を図るとともに、中期計画を実現するための個別の計画を策定し、常に点検を行うことにより法人機能を強化し、機動的、戦略的かつ安定的な法人運営に努める。

2 人事の適正化・人材育成等に関する目標

(1) 人事の適正化に関する目標

法人運営を効率的かつ安定的に行うため、中長期的な人事計画を策定し、適正な人員（人件費）管理のもと、必要な教職員体制を確保する。

(2) 人材確保及び人材育成に関する目標

- a. 法人経営、病院経営を担う人材の計画的な育成、確保及び教職員の経営マインドの醸成を図ることにより、経営の安定化を図る。
- b. 財務、広報、研究戦略、法令遵守、国際交流、教学マネジメントなどの専門分野において、専門的な能力を備えた人材の配置を行う。
- c. 法人の意思決定や経営戦略等の立案過程への女性の参画を積極的に促進する。

(3) 労働環境の向上に関する目標

- a. 長時間労働の是正、柔軟な働き方を支える制度整備など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に努め、教職員の仕事に対する意欲が高まり、満足感を実感できる職場環境を実現する。
- b. 安全かつ安心な職場環境を確保するため、労働災害等の防止や安全衛生管理体制の強化及び安全教育の推進を図る。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

- (1) 法人経営と教学双方に精通した高度で専門性を有する事務局組織を構築し、教育、研究、臨床など大学機能の一層の充実を図るとともに、業務運営全般及び組織体制の見直しを行い、事務の効率化、合理化を図る。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 財務内容の健全化に関する目標

法人運営に公的資金が投入されていることを踏まえ、健全な法人運営を行うために策定した経営改善計画を着実に実行するとともに、適切な財務分析に基づく検証と見直しにより、経営基盤の強化を図る。

2 自己収入の増加に関する目標

【再掲】寄附金、国等の科学研究費補助金及び民間機関等との共同研究・受託研究等外部研究資金による収入の獲得に取り組む。

3 経費の抑制に関する目標

管理的経費の見直しを行い、効率的、効果的な運用を図るとともに、経費の抑制に努めることにより、法人経営の向上を図る。

4 資産の運用管理の改善に関する目標

資産の状況を点検・把握し、適正な管理及び効率的、効果的な運用を実施することにより、法人経営の向上を図る。

第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価、学生による評価、第三者評価等を実施し、大学の教育研究活動の客観性及び透明性を高め、その評価結果を公表するとともに、法人運営の改善と活性化に反映させる。

2 情報公開及び情報発信に関する目標

(1) 法人の業務状況等について、積極的に情報公開し、県民への説明責任を果たす。

(2) 情報の一元管理と共有化を図るとともに、教育、研究、臨床等にかかる取組や成果を積極的かつ戦略的に情報発信する。

第7 その他業務運営に関する目標

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標

(1) 教育、研究、臨床の各分野における施設及び設備について、必要性を長期的な視点で検討し、計画的に整備を図る。

(2) 既存の施設及び設備の点検・評価等を行い、有効活用を図るとともに、維持管理を計画的に行いコストの縮減を図る。

2 安全管理に関する目標

(1) 患者、学生、教職員及び周辺地域の住民等の安全、衛生の確保のため、平常時のみならず、天災、人災等不測の事態への対応等多岐にわたる危機管理体制を確立する。

(2) 情報セキュリティ対策を充実、強化し、医療情報、個人情報、法人情報等を適正かつ厳格に管理するための取組を着実に実施する。

3 法令・倫理等の遵守に関する目標

法令・倫理の遵守を徹底し、一層社会に信頼される大学を目指す。

4 基本的人権の尊重に関する目標

基本的人権を尊重した教育研究及び職場環境を構築するとともに、教育研究や医療現場において、常に人権の尊重を念頭においた取組を行う。さらに、法人は、人権に関わりの深い業務を担っていることから、教職員に対する研修を行うとともに、県民に対しても必要な情報提供に努める。